

議案第15号

総社市交通遺児援助横田基金条例等の一部を改正する条例の
一部改正について

総社市交通遺児援助横田基金条例等の一部を改正する条例（令和5年総社市
条例第32号）の一部を次のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

食材費の高騰に伴い、学校給食費負担者から徴収する学校給食費の額等
を改める必要が生じたため、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市交通遺児援助横田基金条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

総社市交通遺児援助横田基金条例等の一部を改正する条例（令和5年総社市条例第32号）の一部を次のように改正する。
第12条を次のように改める。

（総社市学校給食費の管理に関する条例の一部改正）

第12条 総社市学校給食費の管理に関する条例（令和3年総社市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（学校給食費の額） 第4条 学校給食費の1食当たりの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）小学校又は義務教育学校の前期課程に在籍する児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者 <u>320円</u> （2）中学校又は義務教育学校の後期課程に在籍する生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者 <u>380円</u> 2～4 略</p> <p>（学校給食費の納付額）</p>	<p>（学校給食費の額） 第4条 学校給食費の1食当たりの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）小学校に在籍する児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者 <u>260円</u> （2）中学校に在籍する生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者 <u>300円</u> 2～4 略</p> <p>（学校給食費の納付額）</p>

改正後	改正前
<p>第6条 学校給食費の各期別の納付額は、第1期から第10期までの各期別にあつては次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、第11期にあつては、年間納付額から第1期から第10期までの期別において納付すべき額の合計額を減じて得た額とする。</p> <p>(1) 小学校又は義務教育学校の前期課程に在籍する児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者 <u>5,500円</u></p> <p>(2) 中学校又は義務教育学校の後期課程に在籍する生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者 <u>6,500円</u></p> <p>2 略</p> <p>(学校給食費の減免)</p> <p>第9条 略</p> <p><u>(学校給食費の額等の見直し)</u></p> <p>第10条 市長は、<u>第4条に規定する学校給食費の額及び第6条に規定する学校給食費の納付額について、物価情勢等から検討を行い、見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第11条 略</p>	<p>第6条 学校給食費の各期別の納付額は、第1期から第10期までの各期別にあつては次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、第11期にあつては、年間納付額から第1期から第10期までの期別において納付すべき額の合計額を減じて得た額とする。</p> <p>(1) 小学校に在籍する児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者 <u>4,500円</u></p> <p>(2) 中学校に在籍する生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者 <u>5,000円</u></p> <p>2 略</p> <p>(学校給食費の減免)</p> <p>第9条 略</p> <p>(その他)</p> <p>第10条 略</p>

附則を次のように改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第12条による改正後の総社市学校給食費の管理に関する条例第4条第1項及び第6条第1項の規定（小学校又は義務教育学校の前期課程に在籍する児童及び中学校又は義務教育学校の後期課程に在籍する生徒に係る学校給食費の1食当たりの額及び各期別の納付額に限る。）は、令和7年度以降の年度分の学校給食費について適用し、令和6年度分の学校給食費については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。